

個人情報保護法に基づく開示等の請求に必要なもの

区分	必要なもの
(1) 本人による開示 請求の場合	① 総務課窓口（第1庁舎3階3番）に来所して請求する場合 本人の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、共済組合証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等）（詳しくはお問合せください。）※1
	② 開示請求書を送付して請求する場合 以下のアとイの両方の送付が必要です。 ア 本人の（1）①の書類の複写物 イ 本人の住民票の写し（原本。30日以内に作成されたものに限ります。）
(2) 法定代理人による開示請求の場合	① 総務課窓口（第1庁舎3階3番）に来所して請求する場合 以下のアとイの両方が必要です。 ア 法定代理人の（1）①の書類 イ 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登録の登記事項証明書等（原本。30日以内に作成されたものに限ります。）（詳しくはお問合せください。）
	② 開示請求書を送付して請求する場合 以下のア、イ及びウの全ての送付が必要です。 ア 法定代理人の（1）①の書類の複写物 イ 法定代理人の住民票の写し（原本。30日以内に作成されたものに限ります。） ウ 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登録の登記事項証明書等（原本。30日以内に作成されたものに限ります。）（詳しくはお問合せください。）
(3) 任意代理人による開示請求の場合※2	① 総務課窓口（第1庁舎3階3番）に来所して請求する場合 以下のア、イ及びウの全てが必要です。 ア 任意代理人の（1）①の書類 イ 保有個人情報の本人の（1）①の書類の複写物 ウ 委任状（原本。30日以内に作成されたものに限ります。）※3

	<p>② 開示請求書を送付して請求する場合</p>	<p>以下のア、イ、ウ及びエの全てが必要です。</p> <p>ア 任意代理人の(1)①の書類の複写物 イ 任意代理人の住民票の写し(原本。30日以内に作成されたものに限ります。) ワ 保有個人情報の本人の(1)①の書類の複写物 エ 委任状(原本。30日以内に作成されたものに限ります。)※3</p>
--	---------------------------	--

※1…開示等請求書に記載されている開示等請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることが必要です。

※2…任意代理人による請求の場合、後日、保有個人情報の本人宛に確認書をお送りする場合があります。確認書に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

※3…委任状はPDFファイルを印刷の上、必要事項をご記入ください。